

## 第1号様式

### (資格の公示)

北海道教育委員会教育長告示第12号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和6年2月22日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

#### 1 資格及び調達をする役務等の種類

令和6年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

##### (1) 契約

令和6年2月22日に一般競争入札の公告を行う北海道夕張高等養護学校における医療的ケア児支援業務（在校時支援）

##### (2) 資格

北海道夕張高等養護学校における医療的ケア児支援業務（在校時支援）に関する契約の資格（以下「資格」という。）

##### (3) 役務等の種類

北海道夕張高等養護学校における医療的ケア児支援業務（在校時支援）の実施

#### 2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(5) 暴力団関係事業者等でないこと。

(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）

イ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(8) 令和6年2月1日現在において、健康保険法（大正11年法律第70号）第89条第1項の規定による指定訪問看護事業者として指定されている北海道内の事業者又は医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定による開設許可を受けている北海道内の病院又は診療所で、かつ委託学校に医療的ケアの実施経験のある看護師を派遣することが可能であること。

(9) 資格審査の申請をする日の過去3年間に国又は地方公共団体との間において種類をほぼ同じくする契約（児童生徒に対する医療的ケア業務委託、又は医療的ケア業務に係る学校等への看護師の派遣等）を締結し、かつ、誠実に履行したものであり、1に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

(10) 医療的ケアの実施経験のある看護師を随時3人以上雇用していること。

(11) 本業務に従事する看護師が事故などで欠けた場合には、代替の看護師を配置できること。

(12) 個人情報保護に関する内部規定が整備されていること。

### 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

#### (1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和6年2月22日（木）から令和6年3月8日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。ただし令和6年3月8日（金）は午後1時まで。

#### (2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道教育委員会のホームページ（<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/>）においてダウンロードすることができる。

#### (3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

#### 4 資格審査の再申請

##### (1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

##### (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

#### 5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

##### (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

##### (2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

#### 6 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

#### 7 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

(2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館庁舎8階

(3) 電話番号 011-206-6540（直通）